

㈱ノースの派遣事業の状況

「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報公開

◆公開情報

2022年6月

項 目	内 容
① 派遣労働者の数	・499名
② 派遣先の数	・81社
③ 派遣料金の平均	・281,795円
④ 派遣労働者の賃金の平均	・222,216円
⑤ マージン率	【川崎本社】14.1% 【横浜支店】14.1% 【小田原営業所】4.3%
⑥ 労使協定を締結しているか否かの別等	・労使協定を締結している
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	・DVDの視聴、WEB研修などにより派遣社員に対し実施

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社ノース

代表取締役 沖山 隆昭

株式会社ノースでは、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を次のとおり策定し、男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行ってまいります。

1. 実施期間

2021年12月1日～2023年11月30日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1（職業生活と家庭生活との両立に関する目標：次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法）

全社員の1人当たりの年間平均所定外労働時間数を、2023年11月までに現状の10%減とする。

□現状の正社員の1人当たり1人当たりの年間平均所定外労働時間数を「78Hから70H」にする

□現状の派遣社員の1人当たり1人当たりの年間平均所定外労働時間数を「85.2Hから76H」にする

〈対策〉

- 2021年12月～ ノー残業デーの設定（毎週水曜日、賃金支給日）
 - ・社内外への協力依頼（特に、クライアントの協力依頼）
特に、所定外労働時間数の多い社員に対する個別指導
 - ・社員等への周知（社内サーバー掲載による周知、パンフ配布等）
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

目標2（女性活躍推進法に関する目標）

女性派遣社員採用者を男性件社員と同数にする。

- ・現状、派遣社員の割合は、男性：55.2%、女性44.8%の割合となっているため、更に、女性の活躍する職場の確保・拡大を図るため、男性派遣社員と同率になるようにする。※現状50名差

〈対策〉

- 2021年12月～ 現状分析・実施策への検討
 - ・女性派遣社員が勤務できる派遣先（クライアント）の実態把握等
 - ・派遣社員募集の多い時期（年度切替時期）を重点に、女性派遣社員への採用を図る。
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

目標3（女性活躍推進法に関する目標）

女性事務職正社員の管理職採用

- ・現状、正社員女性社員は13名の在職であるが、事務職の「総務・人事・給与・経理」業務に携わっている管理者はいないため、女性管理者1名の採用を図る。

〈対策〉

- 2021年12月～ 役員からの講話、定期面談の実施 各種研修等の受講
 - ・他社等の有益なトップセミナー受講による育成

・経営学の習得、リーダー研修、企画的業務の実践 等

- 2023年11月～ 管理者採用の選考実施（役員会議への付議）

目標4（女性活躍推進法に関する目標）

現在、無期雇用派遣社員の男女比は、男性：52.7%、女性47.3%となって女性の無期雇用派遣社員が少ないので、女性の無期雇用派遣社員を積極的に採用し、男性社員を上回る数字を確保する。

<対策>

- 2021年12月～ 現状分析
 - ・現状、3年目を迎える有期派遣社員の洗い出し
 - ・現状における、勤怠や派遣先での評価を確認
 - ・派遣先（クライアント）に対する協力依頼の実施
- 2023年11月～ 検証と施策の見直し

【事務局】

株式会社 ノース

田 沢 一 博

TEL:045-317-6661